

# 岐阜市内部統制に関する基本方針

本市では、法令等を遵守した職務の執行等を図るため、平成22年から内部統制の整備及び運用に取り組み、令和2年度に内部統制を統括する部局を設置し、効率的かつ効果的な行政運営を推進しています。

こうした中、地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、内部統制制度が導入され、内部統制に関する方針の策定とこれに基づき必要な体制を整備すること等の努力義務が課されました。

本市では、これまで実施してきた内部統制の取組を継続するとともに、この方針に基づき、職員が一体となって事務の適正な執行の確保を図ることにより、市民から信頼される岐阜市の実現を目指し、行政サービスを安定的かつ持続的に提供します。

## 1 内部統制の目的

次の4つの内部統制の目的を達成することができるよう、市を取り巻くリスクを的確に把握し、その影響を最小限に抑えるためのリスク管理を行います。

### (1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

事務の手順や必要なルールを定め、これが適正に運用されているかをチェックすることにより、職務執行の効率的かつ効果的な遂行を確保します。

### (2) 財務報告等の信頼性の確保

事務手続の適正化を図ることにより、予算や決算による財務報告等に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保します。

### (3) 業務に関わる法令等の遵守

職員のコンプライアンス（法令や社会規範を遵守し、社会秩序を乱す行動や社会から非難される行動をしないこと。）を徹底することにより、職務執行が法令その他の規範に適合することを確保します。

### (4) 資産の保全

市が保有する財産や住民に関する情報等の資産を適正に把握し、適正な手続及び承認の下で管理を行うことにより、資産の保全を確保します。

## 2 内部統制の対象とする事務

市が行う全ての事務を対象とし、そのうち財務に関する事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第2項の規定を適用します。

令和3年4月1日

岐阜市長 柴橋 正直